

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
 - 2 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員会委員長報告）
 - 3 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
（以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告）
 - 7 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
（平成17年度一般会計決算委員会委員長報告）
 - 8 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 10 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 11 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告）
 - 12 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 13 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 14 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
 - 15 請願第10号 出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及
び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正
を求める請願
（総務常任委員会委員長報告）
 - 16 請願第12号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
 - 17 請願第13号 30人以下学級の実現を求める請願
（以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告）
 - 18 意見書案第2号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について
 - 19 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
 - 20 意見書案第4号 30人以下学級の実現を求める意見書の提出について
 - 21 意見書案第5号 地方の道路整備促進と財源の確保に関する意見書の提出について
 - 22 意見書案第6号 療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求め
る意見書の提出について
 - 23 議員派遣について
 - 24 委員会の閉会中の継続審査について
 - 25 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
- 本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成17年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 8 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 12 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 請願第10号 出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及
び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正
を求める請願
(総務常任委員会委員長報告)
- 16 請願第12号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 17 請願第13号 30人以下学級の実現を求める請願
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 意見書案第2号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について
- 19 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- 20 意見書案第4号 30人以下学級の実現を求める意見書の提出について
- 21 意見書案第5号 地方の道路整備促進と財源の確保に関する意見書の提出について
- 22 意見書案第6号 療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求め
る意見書の提出について
- 23 議員派遣について
- 24 委員会の閉会中の継続審査について
- 25 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子

12番 佐野 芳彦
14番 村田 興亜
16番 桜井 公晴
18番 熊谷 直行

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 山本 修三
書記 藤井 仁美

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤 正弘
収入役 山本 国男
総務部長 佐々木 正人
経済建設部長 富岡 慎一
財政課長 香田 大然

13番 首藤 亨
15番 橘 幸孝
17番 北川 嘉明

書記 蛭井 のり子

助役 八幡 儀則
教育長 圓尾 哲一
生活福祉部長 丸尾 満
教育次長 塚原 二良

(開議 午前10時00分)

○議長(熊谷直行) 皆さんおはようございます。

平成18年第4回太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(熊谷直行) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長(熊谷直行) 日程第2、議案第66号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長井川弘美議員。

○井川弘美議員 おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託された議案第66号につきまして、委員会審査報告を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第66号。付託年月日、平成18年9月8日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月14日(木)午前10時から午前11時10分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしく願い
いたします。

○議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会
委員長井川弘美議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、
採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。
これから議案第66号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本
案は委員長の報告のとおり決定することに賛
成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したが
って、議案第66号は委員長の報告のとおり可
決されました。

~~~~~

日程第3 議案第67号 太子町福祉医  
療費助成条例の一部を改正す  
る条例の制定について

日程第4 議案第68号 太子町国民健  
康保険条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第5 議案第69号 太子町消防団  
員等公務災害補償条例の一部  
を改正する条例の制定につい  
て

日程第6 議案第70号 太子町非常勤  
消防団員に係る退職報償金の  
支給に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第3、議案第67号  
太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する  
条例の制定についてから日程第6、議案第  
70号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金  
の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉  
文教常任委員会に付託して、休会中にご審査  
いただいておりますので、これから上程中の  
議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委  
員会に付託されました議案第67号から議案第  
70号まで4件につきまして、委員会審査報告  
書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第77条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
67号。付託年月日、平成18年9月8日。件  
名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正  
する条例の制定について。審査結果、可決す  
べきもの。少数意見の留保、なし。2、審査  
年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時か  
ら午後5時30分。3、審査経過及び結果、  
1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果  
は賛成多数により可決すべきものと決した。  
桜井委員が反対討論は本会議ですということ  
で、委員会では留保されております。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第77条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
68号。付託年月日、平成18年9月8日。件  
名、太子町国民健康保険条例の一部を改正す  
る条例の制定について。審査結果、可決すべ  
きもの。少数意見の留保、なし。2、審査年  
月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から  
午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、  
審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛  
成多数により可決すべきものと決した。桜井  
委員が反対討論は本会議ですということ  
で、委員会では留保されております。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下

記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第69号。付託年月日、平成18年9月8日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第70号。付託年月日、平成18年9月8日。件名、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第67号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第67号の福祉医療費助成条例の一部改正に反対討論をいたします。

提案理由で述べておりますのは、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費の適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編、統合等の措置を講じたということで、健康保険法の一部改正に基づいて改正をすると、こういう内容でございます。

といいますのは、第2条第15号の改正で、特定療養費の改正による保険外併用療養費の創設に伴うと述べておりますように、その内容は一般的に言われております混合診療の拡大であります。混合診療が拡大していきますと、保険が適用されていないものを診療行為に組み込みやすくなります。混合診療が比較的多く認められている歯科医療では保険外診療の範囲が広がり、患者負担も大きくなっている例を見ても明らかであります。

国、県に追随し住民を苦しめる条例の改正に反対であります。国、県に対しましては、保険医療制度を改悪以前、すなわちすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、これを国民皆保険と言いますが、保険がきく診療を原則とし、すべての国民が保険証一枚で必要な医療が受けられるという状態に戻すことを要求するとともに、この医療改悪から住民を守り支援することが地方自治の仕事でありますので、町独自の支援措置を講じることが肝要であります。

以上の意見を述べまして、反対討論いたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第68号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第68号国民健康保険税条例の改正につきまして、反対討論を行います。

本会議並びに委員会でもただしてまいりましたように、国民健康保険運営協議会の委員は、現在被保険者代表が2名で他に公益を代表する委員と保険医等を代表する委員が各2名、計6名であります。保険税の負担等国保運営にかかわる事項を審議し、重要な建議機関としての役割が運営協議会にはありません。特に、被保険者代表はもう一名増やして、校区に1代表としてその委員も公募によって行うことが肝要であると考えます。

また、今回の改正は、70歳以上で一定以上の所得がある者に対する負担割合を2割から3割に引き上げることありますが、これまでの健康保険法改正が示しておりますよう

に、70歳以上の高齢者を始め全体に負担の増大と拡大を押しつける内容であります。これらは到底容認することはできません。

以上の意見を述べまして、本条例改正の反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第69号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。これから議案第69号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第70号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第7、認定第2号平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については平成17年度一般会計決算委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成17年度一般会計決算委員会委員長桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 一般会計決算委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました案件につきましては平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、付託は18年9月11日に付託を受けたものでござ

います。これら審査に当たりまして、その結果は認定すべきものと決しております。少数意見についてはありません。審査を行った年月日につきましては9月15日の午前10時から午後4時35分まで、また9月19日の午前10時から午後4時56分まで、9月の20日の午前10時から午後3時8分までをかけて審査を行いました。審査の経過及び結果についてであります。審査経過につきましては後で報告をいたします。審査結果は、賛成多数で認定すべきものと決しております。

なお、この採決を前にした討論におきましては、井川議員が本委員会における討論を留保して本会議で討論する旨の発言があり、これを承認をいたしております。委員長の私桜井も同様の討論を行うことを申し添えて、承認をいただいております。会議録は後日希望者に配付をいたしますので、申し出ていただきたいと思います。

それでは、平成17年度一般会計決算委員会の審査報告をあわせて行います。

1、審査にあたって。(1)付託案件の平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査にあたっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料（別添）の提出を求めるとともに、審査の過程でも追加資料の提出と説明を受け、慎重に審査をいたしました。(2)説明補助員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を求め、必要な説明を求めました。(3)審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査をいたしました。

2、審査経過。前述のと通りの審査日程に基づき審査をいたしました。審査の詳しい経過等は、委員会会議録によります。特に本決算年度は単独元年と位置づけた年であり、自立に向けた取り組み姿勢等と「入をはかり出を制する」を実効あるものにすること、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めることを主眼に審査し、本会議の質疑及び委員会審査を通じて次のことを付帯意見としてまとめま

した。

3、審査意見。歳入について。(1)町税等の収納率は低迷しており深刻である。納税義務者等の実態把握に努め、収入未済と不納欠損にならないように特別の体制をもつてのぞみ徴収に努めること。(2)交付税等については、権限の移譲と財源保障、地方自治の確立と振興の面から削減に反対し、必要額の安定確保を要求すること。(3)福祉、医療、教育等の補助、負担金についても同様に対応すること。(4)住宅建設資金等貸付金、保育料等を放置することなく徴収に努めること。(5)税等の納付方法については、口座振替の推進に努め、将来方向としてコンビニ納付も導入すること。(6)町債については全会計を視野に、長期的な計画に基づいて利用すること。

歳出について。(1)各款共通事項について。負担金補助及び交付金について。○負担金、補助金、交付金の目的、効果等を精査し、不要なもの及び成果が期待できないものについては整理すること。○町内団体等について、予算で措置している補助等は目的と効果を精査し、一定の基準を定めて対応すること。組織の創設、維持、運営等を目的とするものにあっては、期間を定め自立を促すこと。また、事務事業の支援を目的にするものについては、成果等を検証し継続的なものと期限つきのものとに分けて対応すること。○補助金等の規程を設けているものについては、設置目的に基づき事務事業の進捗状況と成果等を検証し、必要な措置を講ずること。

庁用備品や消耗品等の調達については、町内調達を基本に透明性と公平性、競争性を確保し、経費の節減に努めること。備品等の管理について、備品台帳に基づく管理を徹底すること。委託料、工事請負費について。○委託料については、委託の効果、効率を考慮し、外部委託に頼らず内部で対応可能なものについては積極的に内部対応に努め、経費を節減すること。○委託、工事請負に係る入札契約等については、あり方を検証し、地方自治法、町財務規則に基づき、一般競争入札

を徹底して経費等の節減に努めること。広域行政について、一部事務組合の統合を検討し、サービスの維持向上を図り、負担の軽減と事務事業の効率化を図ること。基金について、設置目的とあり方を検証し、活用方針を明確にすること。公債費比率や経常収支比率等の改善を図り、財政健全化に努めること。国及び県の改革の方向、内容、制度等の確認、理解に努め、地方分権から生じる自治体のあり方を可能な限り有効かつ効率的な政策形成に努めること。すべての行政事務事業には、危機意識をもって対応すること。

(2)各款の決算について。総務費。○顧問弁護士への委託を再考すること。○電算機器をさらに活用し、経費の節減と効率化に努めること。○各種職員研修の成果を全職員が共有できるようにすること。○S E D〔東芝、キャノン〕との公害防止協定の締結に遺漏のないようにすること。○嘱託員制度を検証し、自治会活動助成の拡充等での対応を検討すること。○公用車は、効率的かつ安全に使用できるよう努めること。○公金管理については、安全かつ有利な運用に努めること。○情報の公開について、町の許容するすべての情報提供に努めること。○住民参加の機会の向上について、情報を公開し住民の自治に対する意識の向上につながるよう、継続して研究に努めること。○安心、安全なまちづくりのため、交通、防犯、災害対策等の万全を期すること。

民生費。○保育行政について、幼稚園の現施設を利活用して、幼保の一元化を進め、安全、安心の保育を進めること。○介護保険制度について、だれでもが負担等を心配することなく、安心して介護を受けられるように改善すること。○上水道事業への支援策を拡充し、水道事業経営の安定と住民負担の軽減に努めること。○介護保険の関係については、65歳以上宅を訪問し、保険制度の周知徹底を図り、実態把握に努め、介護保険適用者には申請を促し、介護予防に努めること。○

コミュニティバスの運行を廃止したが、今後代替措置を講じること。

衛生費。○各種の健診（検診）については、内容と機会を拡充し、健診（検診）率を高め、健康の維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。○ごみ収集、運搬経路等を工夫し、経費等の節減に努めること。○つくも荘利用のあり方を検討されたい。

労働費。○シルバー人材センターの支援を拡充し、求人等の情報提供に努め、就労の機会をつくること。

農林水産業費。○地域経済活性化の一環として地産地消のための施策を拡充すること。○特産品については、原材料も地域での生産、供給に努め、生産と販売を支援すること。○農道、灌漑用水路等の整備については、事業主体を支援する施策を講じること。

商工費。○商工会等との連携を密にし、商工業の発展と活性化に努めること。

土木費。○生活道路の拡幅整備を促進すること。○認定外の里道等の整備促進に努めること。○下水道の水洗化率を高め、住民負担の軽減と会計の健全化に努めること。○前処理場のあり方を検討し、一般会計からの繰り出しを抑制すること。○治山治水は行政の使命、特にミニ開発等により排水機能が麻痺、低下することがないよう自治会等と連携し、開発者等を指導、協力を得て排水等の機能確保に努めること。

消防費。○自主防災組織の活動を支援し、消防団の再編に努めること。

教育費。○学童保育の対象年齢の引き上げに努めること。○幼稚園教諭の保育士資格取得を支援し、幼保一元化に努めること。○学校図書館に専任の司書を配置し、内容の充実を図ること。○若者世代の育成を行政課題とし、組織を超えて対応すること。○図書館を乳幼児が安心して利用できるよう、環境づくりに努めること。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊谷直行） 以上で平成17年度一般

会計決算委員会委員長桜井公晴議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番服部千秋議員。

○服部千秋議員 幾つか質問をさせていただきます。

総務費の中で顧問弁護士への委託を再考することとありますが、これについて詳細な説明をお願いします。

民生費の中で上水道事業への支援策を拡充し、水道事業経営の安定と住民負担の軽減に努めることとあるんですが、上水道事業への支援策について具体的にはどのような審査をされたのか。また、当局からどのような答弁があったのかの説明を求めます。

それから、農林水産業費の中で農道、灌漑水路等の整備については、事業主体を支援する施策を講じることとあるんですが、事業主体を支援する施策とは具体的にどのような審査及び当局からの答弁がありましたでしょうか。

土木費の中で認定外の里道等の整備促進に努めることとありますが、これ進めていくにはさまざまな問題があると思いますけれども、具体的にどのような審査及び当局からの答弁がありましたでしょうか。

教育費の中で若者世代の育成を行政課題とし、組織を超えて対応することとあるんですが、具体的にどのような審査及び当局からの答弁があったのでしょうか。特に施策に対する当局からの具体的な方策があったのであれば、ぜひ伺いしたいと思っております。

また、委員外の議員に本日机上に配ってありました審査資料、キ2 - 88によりますと、文化会館の自主事業の損益が17の事業のうち1つの事業を除いてすべてマイナス、全体でも非常なマイナスになっておりますけれども、この点についての当局からこのように改善したいというなどの答弁が委員会であったようでしたら、ご説明をいただきたいと思ひ

ます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 桜井委員長。
○桜井公晴議員 最初にお断りしておきますが、決算全体の審査を行い、時間の限られた中で審査を行うことでありますので、ここに付帯意見として上げておりますものは、本会議、委員会を通じて委員会として整理をし、当局に意見として付し、今後の行政施策に生かすべきものを含めて審査意見と付しておりますことを、最初にお断りしておきたいと思います。

総務費の顧問弁護士への委託を再考することというのは、本決算年度におきまして兵庫県弁護士会の姫路弁護士会館の建設に20万円の補助を助成をしているわけでありまして、遠方の弁護士に顧問として委託するより、姫路弁護士会に相談をするということの方が至当ではないのかと、こういうような審査をしているわけでありましたが、当局はこれまでも相談しており、やはり顧問弁護士を委託した方が相談しやすいというような答弁をしております。

それから次に、上水事業への支援策という、それから水道事業への安定と住民負担の軽減というのは、これまでクリプトスポリジウムでも行ってきたような形もありますし、また環境の整備にもつながるようなことについては、水道事業に支出をしてもいいことになっておりますので、これらのことについて事務事業に支援をし、水道料金が引き上げられることのないように対応を求めているわけですが、具体的な答弁はありません。

それから、財源の都合もありますというのは、トータルな問題としてはほかのこととあわせて答弁はございます。

それから、農道、灌漑用水路の整備についてというのは、これも灌漑用水路が実際上は、また農道を使って生活をしたり、灌漑用水路で排水をしたりということが出てきておりますんですが、これと認定外道路の整備も同じようなことが言えるわけでありまして、そ

して、それらを総称して土木費の 番目、治山治水については、行政の基本的な仕事であり、使命でありますので、ミニ開発等によって排水の機能を損ねることがないようにすることが大事でありますので、これには行政だけではできないことがあります。自治会等と連携をいたしまして、また開発業者を指導するというようなことを得て、それらの排水機能が確保がされるように求めているわけですが、これも具体的には、いわゆる開発者あるいは所有者がございまして、水路の性格が管末に狭くなっているようなことを含めて対応することは非常に難しいですけれども、今後に備えていく対応が必要だということで、当局もこれから取り組んでいく中身としては考えた取り組みをしたいということになっております。

それから、教育費の若者世代の育成を行政課題としというのは、これはあくまで若者世代の支援というのは非常に広い施策の問題もありますので、これらは一行政部門が行うことではありませんので、全体として世代に支援を行えるような取り組みを求めるということでございます。具体的内容については、答弁はありません。

それから、教育委員会関係の資料の自主事業については、この中で11番の千住真理子さんのコンサート以外は、ご案内のとおり損益としては赤字になるようなことでありますが、文化の供給の面を含めて今後文化振興協会ともよく相談をして対応をしていきたいと、こういうような答弁がでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番井川弘美議員。

○井川弘美議員 決算委員会で留保とっておりますが、反対討論は本会議で取り下げます。

○議長（熊谷直行） 取り下げる。反対討論まだしとってないから。

井川議員。

○井川弘美議員 もう一度初めから言わせてもらいます。

決算委員会で留保とっておりますが、反対討論は本会議で省略させていただきます。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定第2号平成17年度兵庫県太子町一般会計決算の認定に反対討論を行います。

先ほども委員長報告でさせていただきましたように、本委員会での討論を省略し本会議で討論をする旨発言したとおりでありますので、討論をいたします。

本会計決算につきましては、本会議における総括質疑や委員会での質疑で姿勢と内容をただしてきましたが、本決算は総括質疑等でも述べましたように、決算年度を単独元年と位置づけ、一昨年9月合併協議会からの離脱の際、住民に対して唐突に示しましたビジョンは自己決定、自己責任を前面に、国民健康保険税や介護保険の保険料や利用料、使用料、手数料を適正化などと言って住民に新たな負担増と痛みを押しつけ、歳出面では住民生活に係る福祉、医療制度や各種サービスを始め生活環境整備等に係る負担金、補助金等を削減、切り捨てる計画であり、決算年度はこれらの一部が具体化されました。

討論では総括質疑や委員会質疑で述べました事項について重複して述べることは避けませんが、医療費に係る一部負担が増額させられてる中にあっては、健康で安心して暮らせる

まちづくりは何といたっても大切であります。健診（検診）の機会と内容を拡充することとあわせて、町民の多数がこれらを受けられるように工夫し、健診（検診）率を高めるための具体的な施策を展開して、早期発見、早期治療で住民が安心して暮らせる条件を拡大し、ひいては医療費の抑制に結びつけるべきであります。

また、介護保険、障害者支援においても、これらの制度が所得のいかにかわらず制度としていかされ、安心して必要な介護や支援が受けられるように、国、県へ改善を要求するとともに、町としても独自の措置を講ずるべきであります。

さらに、単独元年、自己決定、自己責任を唱え、負担の公平、適正化と行財政改革と称して決算年度では一律に補助金等を削減、カットし、継承、継続、拡充すべき制度と予算を後退させ、生活道路や農業基盤整備に係る事業で事業主体の自治会や農区などの負担を減らすような補助金の削減、廃止をいたしました。このことは、自立の責任を住民に転嫁したにすぎないものであります。これらの負担制度は継続して拡充すべきであります。

なお、住民の参加と協働のまちづくりには、住民とともに知恵を出し合い、英知を結集する必要があります。そのためには事務事業の企画、計画段階から住民の参加を保障することが肝要で、その制度でありますまちづくり条例とか住民参加条例を早急に制定すべきであります。

また、広域行政の課題でありました揖南消防の業務につきましても、広域行政の業務としてごみやし尿の処分、火葬場の業務とあわせて農業共済、公平委員会などの事務を共同して処理することを求めた議会の取り組みにも反する決算であります。

町の行財政につきましては、「入るをはかって出づるを制する」が基本原則で、歳入の確かな捕捉と収納の確保に万全を期し、不納欠損を生まないように対応すべきであります。歳出面では不要不急の事務事業の整理、

異常な高値落札により財政を圧迫している契約制度を一般競争入札の履行を含み、一層の改善が必要であります。

さらに、先ほど報告しました決算審査の付帯意見に対して真摯に対応することを強く求めるものであります。

最後に、今日も今後も自治体財政と大多数の国民の暮らしは深刻であります。施策の重点を住民の暮らしを支えるという自治体本来の仕事に徹することを改めて主張し、本決算認定の反対討論にいたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第 8 認定第3号 平成17年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第 9 認定第4号 平成17年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第10 認定第5号 平成17年度

兵庫県太子町老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第11 認定第6号 平成17年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

○議長（熊谷直行） 日程第8、認定第3号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第6号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました認定第3号から認定第6号まで4件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものとした。桜井委員が反対討論は本会議でするということで、委員会では留保されております。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第4号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。桜井委員が反対討論は本会議ですということ、委員会では留保されております。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第5号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第6号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第3号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定第3号国保会計の決算認定に対して反対討論を行います。

本決算の質疑でもただしてまいりましたように、国保税の不納欠損額は1,139万4,000円、この額は限度超過53万円の21人分にも当たりますし、また世帯平均税額の12万2,229円の93世帯分にもなるわけであります。この事実は、税の公平という点からはもちろんのこと、国保税が収納率を基礎に構成されていることを考えると、まじめな納税者に重い負担を強いることになり、極めて重大な問題であります。

収入未済についても、期限までに納付した住民との不公平は否めないままであります。当該年度の財政運営にまた重大な支障を来すわけであります。収入未済の対策が結局不納欠損を生み出さない対応でもありますので、納税者加入者の納めがたい事情をしっかりとつかみ、個々に応じた適切な対応が肝要であります。

以上の意見を述べ、本決算認定の反対討論にいたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第4号平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定第4号介護保険会計の決算認定に反対討論を行います。

この会計決算につきましても、質疑等でただしてまいりましたように、本決算年度では介護認定者数が740人に対して、サービス受給者が596人であります。140人余りの人がサービスを受けていないわけでございます。ところが、その要因を分析していないことが質疑を通じて明らかになりました。介護保険加入者と介護認定者の介護保険に関する疑問や不安を調査し、保険あって介護なしにならないように対応すべきであります。特に制度の改正で介護度により介護保険制度が利用した

くても利用しにくくなり、はじき出されるようなことがあってはなりません。一層の改善と独自の措置、施策が必要であります。

以上の意見を述べ、本決算認定の反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第5号平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第6号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第6号は認定すること決定しました。

~~~~~

日程第12 認定第7号 平成17年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第13 認定第8号 平成17年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第14 認定第9号 平成17年度
兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第12、認定第7号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認定第9号平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済

建設常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 ただいま議長にご指名受けましたので、認定第7号につきまして、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第7号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月13日水曜午前10時から11時55分。審査経過及び結果は、1、審査経過は別紙のとおりです。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決しました。

続いて、認定第8号の審査報告を行います。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第8号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月13日水曜午前10時から11時55分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおりです。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決しました。

最後に、認定第9号の審査報告を行います。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第9号。付託年月日、平成18年9月11日。件名、平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年9月13日水曜10時から11時55分。3、審査経過及び結果、1、審査経過

は別紙のとおりです。ご覧ください。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 以上で経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第7号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定第7号下水道会計決算認定につきまして、この主要なものは工事請負費であります。委託料、工事請負費を合わせまして本決算年度では14億1,442万9,000円の歳出があるわけですが、これらについては、年度当初補正予算においても個々の工事における精算根拠を尋ねても、請負業者が入札段階において予定価格を類推するからとして積算根拠をあいまいにしてきた結果の決算であります。入札結果のほとんどが予定価格に近い高値落札になっております。公共工事における入札制度も一般社会と同じように公正な競争を確保し、経費の節減に当たり、これらの財源を福祉、医療等の施策に回すべきであります。

あわせて、使用料の不納欠損が34万1,000円余り、また収入未済が負担金使用料それぞれ、負担金においては2,778万円余り、また使用料については617万円というようなものがあります。これらの不納欠損につ

いては、認めることができませんし、また収入未済になっておりますものについても、不納欠損を生み出さない対応が極めて緩いように私は考えます。料金等の公平という面からも容認できるものではありませんので、その意見を述べて、本決算認定に反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第8号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定第8号前処理場会計決算につきまして、本決算につきましても総括質疑あるいは議案質疑の際にもただしてまいりましたように、この会計に占める使用料収

入は1,161万9,000円で、使用水量5万8,097立方メートルということになるわけですが、総計1億8,000万円余りの会計になるわけですが、その構成はわずかに6.4%であります。他の会計のほとんどが皮革排水に関係のない住民の血税がつぎ込まれております。断じて許すことはできません。原因者負担の原則と県が三者協定と称して統一料金を定めている以上は県の応分の負担を求め、また業者ごとの前々処理を徹底させるべきであります。これらの財源を福祉や医療等の住民の暮らしを支援する施策に充当すべきであります。

以上の意見を述べまして、本決算認定の反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第9号平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定第9号水道事業会計決算について、認定に反対の討論を行います。

前年度と本決算年度にわたりまして総事業費12億6,772万円を投じてクリプト対策工事を実施いたしました。その他の建設改良工事に係る工事請負関係費は総額16億4,270万850円でありますが、これらの工事は指名競争入札によって執行され、その結果のほとんどは異常な高値落札であります。資金的収支に係る工事請負費を公正な競争を確保し、適正な価格で執行することに努め、経費を節減し、事業経営を健全化して水道料金の引き上げにつながらないようにすることでありま

す。また、無効水量が前年対比で2万3,000立方メートル減ったにもかかわらず、有収水量が5万3,000立方メートル減少していることは、事業経営にとって極めて深刻であります。これは東芝等の大口の使用料減少に起因するものであり、企業の操業に左右されることになっております。企業の今日を支え共存してきたことにかんがみ、企業の社会的責任として応分の負担を求め、経営の安定と健全化に努めるべきであります。東芝に対してそのための働きかけをすべきであると考えま

す。さらに、下水道の会計でも言いましたように、使用料の未納対策については、今後の取り組みも強め、料金の公平という点から当然対応すべきであります。内容的には未収についての取り組みが弱いようにも思います。

これらの意見をつけて、反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第15 請願第10号 出資法の上  
限金利の引き下げ等、「利息  
制限法」、「出資の受入  
れ、預り金及び金利等の取  
締りに関する法律」及び  
「貸金業の規制等に関する  
法律」の改正を求める請願

○議長（熊谷直行） 日程第15、請願第10号 出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の総務常任委員会に付託して閉会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長井川弘美議員。

○井川弘美議員 それでは、総務委員会に付託されました請願につきまして、審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第10号。付託年月日、平成18年6月23日。件

名、出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成18年7月13日（木）午前10時から午前11時26分。3、審査経過及び結果、1、審査結果は全員賛成で採択すべきものと決した。2、措置事項として意見書を提出する。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会委員長井川弘美議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから請願第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、請願第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第16 請願第12号 義務教育費
国庫負担制度の堅持を求め
る請願

日程第17 請願第13号 30人以下
学級の実現を求める請願

○議長（熊谷直行） 日程第16、請願第12号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願及び日程第17、請願第13号30人以下学級の実現を求める請願を一括議題とします。

上程中の請願 2 件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました請願第12号、請願第13号の2件につきまして、請願審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第12号。付託年月日、平成18年9月4日。件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成で採択すべきものと決した。3、措置事項として意見書を提出する。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第13号。付託年月日、平成18年9月4日。件名、30人以下学級の実現を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成18年9月12日火曜日午前10時から午後5時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成で採択すべきものと決した。3、措置事項として意見書を提出する。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の請願第12号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから請願第12号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、請願第12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続いて、請願第13号30人以下学級の実現を求める請願について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから請願第13号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、請願第13号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第18 意見書案第2号 出資法及

び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について

○議長（熊谷直行） 日程第18、意見書案第2号出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して井川弘美議員。

○井川弘美議員 ただいま上程されました出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書（案）。

今日、破産申し立て件数は、平成14年に20万件を突破して以来、依然として高水準にある。これは消費者金融、クレジット、商工ローンなどで多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、不況型、生活苦型自己破産型が大半を占めている。また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にも上り、依然として深刻な社会問題となっている。

この多重債務者を生み出す大きな要因の一つに、利息制限法の制限金利及び出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律（以下「出資法」という。）第5条の上限金利が高過ぎることがある。現在、我が国の公定歩合は年0.40%、銀行の貸出約定平均金利は年3%以下という超低金利状況下にあるが、出資法上の上限金利は年29.2%であり、これは異常なまでの高金利である。

リストラ、倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中であえぐ一般町民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）第43条における利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済」規定の存在が貸金業者等の利息制限法超過金利での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出している。暴利取得を認めるような貸金業規制法第43条は、経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護するという利息制限法の立法趣旨に反し、また資金需要者の利益の保護を図るという貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものと言える。

したがって、貸金業規制法第43条は、もはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃するべきである。同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また厳格に要件を守らず違反行為が横行し、悪質取立の温床にもなっていること等から、存在意義自体を認める必要はなく、日賦貸金業者に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、電話担保金利を認める社会的、経済的需要は極めて低く、この特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、国におかれては、出資法及び貸金業規制法を下記のとおり早急に改正されるよう強く要望する。

記。1、利息制限法の制限金利を、市場金利に見合った利率まで引き下げること。

2、出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。

3、貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。

4、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

5、悪質・違法な取立てに対する取り締まりを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する。

平成18年9月25日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣、国家公安委員会委員長。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上、これをもって報告を終わります。よろしくご賛同のほど、お願いいたします。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第19 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

○議長（熊谷直行） 日程第19、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されております義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。そのために、義務教育費国庫負担制度は、国による最低保障の制度として義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

しかしながら、平成18年度から義務教育費国庫負担金について、国負担が2分の1から3分の1に変更され、地方交付税に算入されていることになっているが、その削減は必至と言える。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではない。国の責任において、すべての子供が全国どの地域に住んでいても一定水準の教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきであるので、同制度の堅持及び国庫負担2分の1への復元を求める。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。1、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員並びに教員を同制度の対象から除外しないこと。

平成18年9月25日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第20 意見書案第4号 30人以下学級の実現を求める意見書の提出について

○議長（熊谷直行） 日程第20、意見書案第4号30人以下学級の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されております30人以下学級の実現を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

30人以下学級の実現を求める意見書（案）。

現在の子供たちを取り巻く教育環境は、い

じめ、不登校、学級崩壊、相次ぐ少年事件など、さまざまな教育課題を抱え、危機的な状況となっている。このような状況を克服するため、子供たち一人ひとりを大切にした教育を行っていかねばならない。そのためには、子供と教職員とがゆとりを持って触れ合う時間を確保できるよう、また個に応じたきめ細やかな対応が可能となるよう少人数による教育ができる環境づくりが急務となっている。

しかし、地方自治体独自の30人以下学級を実施することは、市町への多額の財政負担を強いるものである。また、第7次教職員定数配置改善計画は完結したが、次期の教職員定数改善計画は凍結されたままである。教育は未来への先行投資であり、子供たちへの最善の教育環境を提供するために、国の負担、責任で30人以下学級は全国斉一に実施する必要がある。

よって、次の事項について政府行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。1、30人以下学級は、地方自治体に任せるのではなく、国の負担、責任で全国斉一に実施すること。

2、上記事項を実現するため、義務制第8次教職員定数配置改善計画を実施し、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること。

平成18年9月25日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第4号は原案のとおり  
可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱い  
については議長にご一任いただきたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第21 意見書案第5号 地方の道
路整備促進と財源の確保に
関する意見書の提出につい
て

○議長（熊谷直行） 日程第21、意見書案第
5号地方の道路整備促進と財源の確保に関す
る意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明
を求めます。

発議者を代表して花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 意見書案第5号について
意見書を読み上げます。

地方の道路整備促進と財源の確保に関する
意見書（案）。

道路は、地域経済の活性化はもとより、豊
かな生活の実現と国土の均衡ある発展を図る
ために最も基本的な社会資本である。高齢
化、少子化が進展している中、活力ある地域
づくり、都市づくりを推進するとともに、大
気汚染や騒音、地球温暖化対策など環境問題
に対処し、安全で安心できる国土の実現に
は、道路整備はより一層重要となっている。

太子町は、「美しい景観に機能性を備えた

まち」を町の将来像として住民の要望をとら
え、積極的なまちづくりに取り組んでいると
ころであるが、本町及び本町周辺における広
域道路の整備が立ち遅れていることから、至
るところで交通集中による渋滞が発生してい
る。これら広域幹線道路を骨格とした体系的
道路及び地域幹線道路の整備が急務となっ
ている。

しかしながら、その主たる財源である道路
特定財源をめぐっては、道路整備を切望する
町民の声が理解されず、一般財源化の検討が
なされており、このことは、我々町民の声を
無視したものと云わざるを得ない。

したがって、国におかれましては、道路整
備の重要性を深く認識され、次の事項につ
いて特段の配慮をされるよう強く要望する。

記。1、道路特定財源については、受益者
負担という制度趣旨に則り、一般財源など他
に転用することなく、すべての国民の期待す
る道路行政の推進に充当すること。

2、道路整備に関する新たな長期計画を策
定し、所要の道路整備費を確保することによ
り、都市の再生、地方の活性化、個性あるま
ちづくりなどの施策を長期的な視点に立って
一層推進すること。

3、国土の最も根幹的な施設である高速自
動車国道については、料金収入を最大限に活
用した有料道路方式と、これを補完する新直
轄方式により、着実に整備を推進すること。

4、活力ある地域づくりや都市再生を推進
するため、踏切道の改良など渋滞対策等の推
進、地域間の連携促進を図る道路整備を一層
促進すること。

5、沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問
題に対応するため、道路環境対策を一層充実
すること。

6、渋滞対策、バリアフリー、交通安全対
策、防災対策等安全で快適な生活環境づくり
を推進するため、道路整備を一層促進するこ
と。

7、地方の道路財源を確保するとともに、
地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上です。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第22 意見書案第6号 療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書の提出について

○議長（熊谷直行） 日程第22、意見書案第6号療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されております療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書（案）。

本年7月の診療報酬改定で療養病床の新しい入院料が設定されたが、療養病床削減を誘導するために、入院者の退院を促すものとなっている。しかし、すべての入院者が医療の必要性が低いわけではなく、特別養護老人ホームや老人保健施設では受け入れが困難な患者が少なくない。もともとこうした福祉施設では待機者が多いことと相まって、こうした退院患者は結局、医療難民、介護難民とならざるを得ない事態である。療養病床に入院しておられる方が安心して医療・介護・福祉を受けられるためには、現在の施設、制度の一層の拡充が不可欠であり、そのための基盤整備こそ急がれるものであることから、以下の点について政府に緊急に対応されるよう要望する。

記。1、療養病床入院患者の実態調査を緊急に行うこと。

2、療養病床にかかわる診療報酬を見直し、医療区分1の点数を引き上げること。

3、介護保険事業計画の参酌基準を見直し、介護入所施設の増設を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりまし

た。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第23 議員派遣について

○議長（熊谷直行） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、会議規則第121条第1項の規定によって、お手許に配りました議案のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手許に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

日程第24 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（熊谷直行） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から請願第9号を、

経済建設常任委員会委員長から請願第11号を、目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定によって、お手許に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査との申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第25 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（熊谷直行） 日程第25、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第4回太子町議会定例会（第404回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時49分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月1日の招集以来、本日までの25日間でしたが、この間議員各位には、一般会計、特別会計、企業会計などの決算認定を始め条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政伸展のため、まことにご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に、一般会計決算委員会の委員各位には長時間にわたり精力的にご審議を賜りましたご苦労に対しまして、重ねて深甚なる敬意と謝意をあらわす次第でございます。また、町長を始め町当局各位の議会審議に寄せられましたご協力に謝意を表すとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

さて、10月にはのじぎく兵庫国体が実施されるわけですが、21世紀に飛躍する新しい太子町を象徴する大会となることを目指し、町民の総力を結集して開催する意義深い大会となることを祈念申し上げたいと思います。

いよいよ秋も深まりさわやかな季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単措辞ではありますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成18年第4回太子町議会定例会（第404回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月1日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意、承認案件を始めとする各重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。この審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導等につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

さて、木々の葉も日ごとに秋の色が濃くなり、一年中で最も好季節に準備を重ねてまいりましたのじぎく兵庫国体がいよいよ9月30日から開催されます。太子町におきましては、10月5日から9日まで少年男子ラグビー競技を運営するに当たり、選手、監督を始め全国から訪れる方々を温かくお迎えし、思い出に残る大会にしたいと思います。

議員各位におかれましても、各方面でお力添えを賜りますが、ご健康にご留意いただき、成功裏にこの大会を終えることができますよう、一層のご活躍をお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊 谷 直 行

署名 議員 上 山 隆 弘

署名 議員 服 部 千 秋

署名 議員 長 谷 川 原 司